

(一) 名稱、(二) 目的、(三) 主たる事務所、(四) 組合員の資格に關する規定、(五) 組合員の加盟脱退に關する規定、(六) 組合の大會其他の會議に關する規定、(七) 組合の執行機關並に其他役員の權限資格及任免に關する規定、(八) 加盟金及組合費並に會計に關する規定、(九) 組合規約の變更に關する規定、(十) 組合の聯合及合併に關する規定。

四、労働組合並に其の事業に對しては諸税を賦課せず。
五、労働組合は労働争議につき、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任せず。

六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被備者を解雇する事を得ず。雇主又はその代理人は被備者を労働組合に加盟せざる事又組合より脱退する事を雇傭条件となす事を得ず。

七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約修項は之を無効とす。

八、労働組合の役員又は組合員は労働争議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるゝことなし。
九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合

るに至りたる時は、該協約修項は協約に關係なき同一産業並に職業にも適用する可きものにして、内務大臣は此旨一般に公示する事を要す。

五、第四の適用を受くるものにして異議を有するものは、適用さるゝことの不當たる事實を證明する書類を添付し二週間以内に行政裁判所に異議の申立を爲すことを得。

六、雇傭者又は被備者の團體にして、その規約又は定款によつて決議並に執行の機關を有し、並にその規約又は召集方法を規定せるものは、労働協約の能力あるものとす但し、被備者の團體は左の條件を具備することを要す。

(一) ある一定の經營に所屬する事を團體員の資格として規定せざることを。
(二) 雇傭者を團體員として加入せしめざる自主獨立の團體なることを。

七、労働協約は期間の経過若くは双方の同意によつて終了す。但し、期間の定めなき場合は三ヶ月の豫告期間を以て解除することを得。

八、事業を譲り受けたる雇傭者、又は雇傭者團體並に被備者團體の各々が合併に依りて成立せしめたる團體は、本法による權利義務の一切を繼承するものとす。

九、故意に協約に違反したるものには償金を課す。雇傭者

員としての行爲に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず。

十、労働組合は司法裁判所の判決を経るにあらざれば解散さるゝことなし。

十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたるときは警告を發し若し應ぜざる場合にはその取消變更を裁判所に訴する事を要す。

十二、六に違反したる雇主又は代理人は六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に處す。

二、團體協約法要綱

労働協約法要綱

一、本法に於て労働協約と稱するは、本法六に規定せる労働協約の能力ある雇傭者並に雇傭者團體と被雇傭者團體との間に文書によつて締結せる労働条件の協約を云ふ。

二、労働協約の締結されたる場合に於ける個人的契約は被傭者の利益となる部分に限り有効とす。

三、労働協約當事者は、協約締結後、一週以内地方長官に届け出づるものとす。

四、労働協約中の修項が同一行政区域内に於ける同一産業若しくは職業の過半数に適用せらるゝに至りたる時、若くは同修項が被傭者の利益について重大なる價値を有す

並にその團體に對しては五千圓以下、被傭者團體に對しては五百圓以下、被傭者個人に對しては日給七分(月給者に對しては月收三分の七)以下とす。

三、労働統制法

我國に於ける長時間労働、低率賃銀、苛酷労働、失業軍の存在等の産業労働に於ける無秩序を矯正し内は労働者の機會均等を實現することによつて眞の産業の秩序を回復し外は外侮を除いて外交的立場を有利にするため左記の如き労働統制法の實現を期す。

一、労働團體、資本家團體の公認

二、労働時間制

官公營及民營事業に就業するもの全部に適用す。

1、一週(六日)標準四十八時間

一日最高 1時間

一週最高 五十二時間

適用除外例

1、漁業農業及家事従業員

2、新聞及日々刊行物従業員

3、鷹取し易き魚類果物及野菜類の運搬に従事する労働者

4、季節的労働者